

○松江市自転車等放置防止に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第339号

改正 平成25年12月20日条例第60号

平成31年3月29日条例第3号

令和元年7月12日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における自転車等の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者及び所有者（以下「利用者等」という。）が自転車等から離れてこれを直ちに移動させることができない状況をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って自転車等の駐車の用に供するために設置された施設をいう。
- (4) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で自転車等駐車場以外の場所をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、自転車等の放置の防止に関し必要な施策の実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者等の責務)

第4条 自転車等の利用者等は、自転車等を放置しないよう努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、自転車の見えやすい箇所に住所及び氏名又は名称を明記するよう努めるとともに、当該自転車について防犯登録を受けなければならない。

(鉄道事業者の責務)

第5条 鉄道事業者は、駅周辺の良い環境を確保するため、自転車等駐車を設置するよう努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第6条 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置する者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(自転車の小売を業とする者の責務)

第7条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、自転車を購入する者に対し当該自転車の見えやすい箇所に所有者の住所及び氏名又は名称を明記すること並びに防犯登録を受けることを推奨するとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第8条 市長は、第1条の目的を達成するため、特に自転車等の放置を防止する必要があると認められる区域を自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、放置禁止区域を指定しようとするときは、あらかじめ松江市自転車等駐車対策協議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により放置禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより告示しなければならない。
- 4 前2項の規定は、放置禁止区域の指定の変更及び解除について準用する。
(自転車等放置の禁止)

第9条 自転車等の利用者等は、放置禁止区域内の公共の場所に自転車等を放置してはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
(放置禁止区域内の自転車等の放置に対する措置)

第10条 市長は、放置禁止区域内の公共の場所に放置されている自転車等があるときは、当該自転車等を撤去し、所定の場所に保管することができる。
(放置禁止区域以外の自転車等の放置に対する措置)

第11条 市長は、放置禁止区域以外の公共の場所において自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認められるときは、当該自転車等を撤去し、所定の場所に保管することができる。
(保管した自転車等に係る措置)

第12条 市長は、前2条の規定により自転車等を撤去し、保管した場合は、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等の利用者等に当該自転車等を返還するため必要な措置を講じなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、利用者等が引き取らない自転車等について、規則で定める期間経過後、当該自転車等の保管に不相当な費用を要するときは売却し、その売却した代金を保管することができる。ただし、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないときは、市長は当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。

(費用の徴収)

第13条 市長は、第10条又は第11条の規定により撤去し、保管した自転車等を返還する場合は、それに要した費用を当該自転車等の返還を受けようとする者から徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項に規定する費用の額は、自転車については1台につき1,030円とし、原動機付自転車については1台につき2,080円とする。

3 前2項の規定する費用は、当該自転車等の返還の際に徴収する。

(協議会の設置)

第14条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第8条第1項の規定により、松江市自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の組織)

第15条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、自転車等の駐車対策に利害関係を有する者及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の松江市自転車等放置防止に関する

る条例（平成8年松江市条例第46号）の規定によりなされた廃棄等の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第3号）抄

改正 令和元年7月12日条例第1号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日松江市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。